

P T 会 会 則

第 1 章 名称および事務所

第 1 条 本会は埼玉県立川越高等学校 P T 会と称し、事務所を本校内に置く。

第 2 章 目 的

第 2 条 本会は、家庭と学校との連絡を緊密にし、本校教育の充実発展に寄与することを目的とする。

第 3 章 事 業

第 3 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 本校の教育活動に対する協力
- 2 各種委員会活動
- 3 関係方面に対する必要な具申
- 4 会員相互の研鑽
- 5 その他本会の目的達成に必要な事業

第 4 章 組 織

第 4 条 本会は本校生徒の保護者と本校教職員とを以て組織する。

第 5 章 役 員

第 5 条 本会に次の役員をおく。

- | | |
|-----------|----------|
| 1 会 長 | 1 名 |
| 2 副 会 長 | 若干名 |
| 3 常 任 理 事 | 第 7 条による |
| 4 地 区 補 佐 | 若干名 |
| 5 監 事 | 3 名 |
| 6 校内常任理事 | 3 名 |
| 7 校 内 幹 事 | 若干名 |
| 8 顧 問 | 若干名 |

第 6 条 本会役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 会長は会務を総理し、各種会議を招集してその議長となる。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 常任理事は常任理事会において、決算予算案の審議ならびに各委員会の企画、報告をする。
- 4 地区補佐は常任理事を補佐し、種々の連絡にあたる。
- 5 監事は会計の監査を行う。
- 6 校内幹事は会長の命を受け庶務会計等に従事する。
- 7 顧問は本会の諮問に応え、会議に意見を述べることができる。

第 7 条 本会役員の出選方法は次のとおりとする。

- 1 会長、副会長は常任理事において互選し、総会で承認を得る。
- 2 常任理事は保護者および教職員の中から選出する。保護書の常任理事は、別に定める地区ごとに会員約 30 名に対し 1 名を選出するものとする。教職員中の常任理事は、教職員の互選により

3名を選出するものとする。ただし、必要により会長は別に若干名の常任理事を増員することができる。

- 3 地区補佐は必要に応じ、地区毎に選出する。
- 4 監事は常任理事会が推薦し、総会で承認する。
- 5 校内幹事は教職員のP後部・事務部から選出する。
- 6 顧問は歴代会長とし常任理事会の推薦による。

第8条 本会役員の任期は1ケ年とし、再任を妨げない。
補欠役員の任期は前者の残任期間とする。

第 6 章 総会、常任理事会および役員会

第9条 本会の会議は、総会および常任理事会とする。

- 1 本会は毎年1回総会を開き、事業報告並びに決算の承認、事業計画並びに予算の決定、および役員承認について議決する。
ただし、必要に応じ臨時総会を開くことができる。
- 2 本会の常任理事会は必要に応じて会長が招集する。
- 3 本会の役員会は、必要に応じて会長が招集する。役員会は会長、副会長、監事、校内幹事で構成する。

第10条 学校長はすべての会議に出席し発言することができる。

第11条 本会則の変更は総会の議決による。

第 7 章 委員会

第12条 本会に地区委員会、家庭教育学級運営委員会、広報委員会および企画研修委員会をおく。

第13条 各委員会の任務は次のとおりとする。

- 1 地区委員会は各地区と緊密に連絡をとり、地区別PT会の計画、運営を行なう。
- 2 家庭教育学級運営委員会は家庭教育学級の計画、運営を行なう。
- 3 広報委員会は広報「かわたか」の編集、発行を行なう。
- 4 企画研修委員会は視察研修の計画、実行を行なう。

第14条 各委員会の選出方法は次のとおりとする。

- 1 地区委員は各地区の常任理事から1名選出する。
- 2 家庭教育学級運営委員は各地区の会員の中から1名選出する。
- 3 広報委員は別に定める地区で選出するが、広く会員の中からも公募する。
- 4 企画研修委員は会員の中から若干名選出することができる。

第15条 各委員会の正副委員長は副会長の中から選出する。

第 8 章 会費および会計

第16条 本会の経費は会費ならびにその他の収入を以て充てる。

第17条 本会の会費は月額250円とする。ただし、特別の場合にはこれを減免することができる。

第18条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

附 則

本会則は昭和28年5月3日より施行する。

昭和41年6月10日、一部改正。

本会則は昭和48年5月22日より施行する。

本会則は平成15年5月26日より施行する。

平成27年5月30日、一部改正。